一　当該支給決定障害者等に係る第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按分率（施設給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号及び同項第三号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）

二　調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額

第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。）に係る第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額をいう。

第二十一条中「（附則第十一条において「高額障害福祉サービス費算定基準額」という。）」を削り、同条第一号中「第十七条第一項第一号」の下に「から第三号まで」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

第二十九条第一項中「（同法の規定による特別区民税を含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十一条第二項、第十二条及び第十三条第二項において同じ。）」、「（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）」及び「（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）」を削る。

第三十五条第一項第四号中「収入金額」の下に「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）」を、「合計所得金額」の下に「（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」を、「国民年金法」の下に「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を加える。

第四十二条の四第一項中「者に相当する」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　四万二百円

二　市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第三項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当施設（同号ロに規定する基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定療養介護医療等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円

三　市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号に掲げる者を除く。）　一万五千円

四　支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者　零

第四十二条の四第二項中「（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（次項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当施設（同号ロに規定する基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。次項において同じ。）をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「第十七条第一項各号」を「次のイからニまで」に、「当該各号」を「イからニまで」に改め、同号に次のように加える。

イ　前項第一号に掲げる者　三万七千二百円

ロ　前項第二号に掲げる者　二万四千六百円

ハ　前項第三号に掲げる者　一万五千円

ニ　前項第四号に掲げる者　零

第四十三条の三第一号中「から第四号まで」を削り、同条第二号中「。次号において同じ」を削り、「月において」の下に「被保護者若しくは」を加え、「補装具費支給対象障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円」を「補装具費支給対象障害者等　零」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

附則第十一条を削る。

附則第十一条の二第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号イ中「に入所する者（」とあるのは「又は旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、」と、同号ロ及び同項第三号」に、「、「又は旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。）に入所する者」を「又は旧法指定施設に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。）」と、同項第四号中「に入所する者（」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、」と改め、同条を附則第十一条とし、附則中第十一条の三を第十一条の二とし、第十一条の四を第十一条の三とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「第五十条の六」を「第二十七条の四第三項及び第四項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第四号」に改め、「（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）」、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び「同法の規定による特別区民税を含むものとし、」を削り、「所得割を除く」の下に「。第二十七条の十一第一項において同じ」を加え、「次号において」を「同項において」に、「要保護者（」を「被保護者（」に、「第六条第二項」を「第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項」に、「施設給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円」を「施設給付決定保護者　零」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。